

平成29年度第1回 千葉県情報公開推進会議会議録

1 会議の日時 平成30年1月22日（月）午後1時30分から午後4時40分まで

2 会議の場所 千葉県庁中庁舎1階 審査情報課委員会室

3 出席者の氏名

(1) 委員

大田紀子 委員、桑波田和子 委員、末吉永久 委員、民内順子 委員、中橋一夫 委員、松村雅生 委員（委員：五十音順）

(2) 事務局

岩崎進 審査情報課長、伊藤正文 審査情報課副課長、情報公開班職員、相談調整班職員

4 会議に付した議題

(1) 会長の選出について

(2) 千葉県情報公開推進会議の平成28年度活動実績及び開示請求等運用状況について

(3) 千葉県情報公開推進会議の議事及び運営に関する要領の改正について

(4) 苦情処理等の報告について

(5) 情報公開制度の運営の改善に関する意見書について

5 議事の概要

(1) 会長の選出について

松村委員を、会長に選出した。

また、職務代理者及び議事録署名人として、末吉委員を選任した。

(2) 千葉県情報公開推進会議の平成28年度活動実績及び開示請求等運用状況について

事務局から、千葉県情報公開推進会議（以下「推進会議」という。）の平成28年度活動実績及び開示請求等運用状況について、以下のとおり報告があった。

ア 平成28年度の活動実績について

平成28年7月1日に、第1回会議を行い、主な内容として、①大量請求等権利濫用的請求について説明及び質疑、②平成27年度苦情事案1から20の処理結果について報告及びその時点で申出のあった2件の苦情についての説明を行った。

また、苦情処理調査部会（以下「部会」という。）を2回行い、処理した苦情案件は11件、苦情申出人は延べで3名であった。昨年度、実施機関に是正を求めた案件は3件で、①決定通知書の送付までに7日間を要したことについて、②異議申立てから諮問までに約9か月を要していることについて、③決定通知書に教示文を付記しなかったこと等に係る案件であった。

イ 運用状況における開示請求等の状況について

平成28年度の請求件数は1,095件、決定件数は9,311件であった。

昨年度の請求件数は、前年比で約7,500件ほど減少しており、その理由は、請

求が増加していた、工事や委託に関する金額入り設計書について、より簡易な情報提供ができるように独自の要領を定め、平成28年の4月からその運用をしているためである。

実施機関別の決定件数は、知事部局が4,090件で43.9%、教育委員会が3,946件で42.4%、この両機関で全体の86.3%を占めている。

請求の処理状況は、全部開示が3,254件で34.9%、部分開示が5,244件で56.3%、不開示が753件で8.1%、取り下げが60件で0.7%であった。

不服申立ては、平成28年度は194件で、件数増加の理由は、特定の者から行政文書の開示請求があり、その決定に対する不服申立てが提起されているためである。

不服申立ての処理状況は、平成28年度は、前年度の処理が263件、年度中の新規申立てが194件、裁決決定等に至ったものが66件、年度末未処理が391件である。

ウ 情報提供の状況について

平成28年度の公表資料件数は、2,018件である。

行政資料有償頒布状況については、246種類、合計15,155部の販売となっており、販売部数が最も多かったのは平成27年度、平成28年度とも千葉県職員録、続いて公用文作成の手引であった。

(3) 千葉県情報公開推進会議の議事及び運営に関する要領の改正について

事務局から、千葉県情報公開推進会議の議事及び運営に関する要領（以下「要領」という。）の改正について、以下のとおり報告があった。

要領の一部改正の概要は、①意見書に係る規定の追加、②部会の廃止に関する所要の改正、③支障事案等調査の廃止である。

苦情処理について、部会制を改めて、この推進会議本体で直接審議することになるが、個別具体的な苦情処理についての処理を本会議で非公開で行い、その結果を後に公開の場で報告するという点に変更はない。

(4) 苦情処理等の報告について

末吉委員から、平成28年度に申出のあった苦情事案14件について、以下のとおり報告があった。

苦情事案1は、苦情申出人が情報公開請求をしたところ、その情報を保有しているのは、千葉県が出資している別法人ということで、千葉県情報公開・個人情報センター（以下「センター」という。）の担当である政策法務課の職員が、その別法人に直接問い合わせるようにとの回答をした事案について、センターは、千葉県民からの相談に対しても助言や協力等を行うべきであるとの苦情である。部会が調査したところ、上記職員が助言や協力を行わない旨回答した事実は認められず、職員は、関係する機関に直接問い合わせるよう促したという事実が認められたため、職員の対応に不適切な点は認めら

れないと判断した。

苦情事案2は、保存期間内であるはずの文書が、おそらく廃棄されたため存在しなくなった事案について、苦情申出人から7つの苦情が申し立てられた。そのうち、実施機関は決定が出たら遅くともその翌日には決定通知を開示請求者に発送すべきであるとの苦情については、担当課に確認したところ、別件の決定通知書と併せて送付しようとしたために送付が遅延したということであったが、部会は、こうした理由で送付が遅延したことについて合理的な理由があったとは言えないと判断し、それ以外の部分は、単なる苦情ではなく意見等であるということで、部会では取り扱わないこととした。

苦情事案3は、千葉県情報公開審査会（以下「審査会」という。）が、不服申立人に対し意見書の提出について1か月の期限を設定しているところ、市民に対して期限を設定している以上、実施機関及び担当課についても1か月以内に理由説明書を提出させるべきだという苦情であり、部会は、審査会の調査権限についての苦情であり、千葉県情報公開条例（以下「条例」という。）第27条の2第3項第1号に該当するということで、苦情の申出に応ずることはできないと判断した。

苦情事案4は、全ての実施機関は、行政不服審査請求があれば速やかに審査会に諮問せよとの苦情であり、部会は、本件では大量の対象行政文書の開示決定等に対する異議申立てが複数件なされており、担当課の業務をある程度圧迫していたとは認められるものの、異議申立てから諮問までに約9か月間を要しており、実施機関の事務処理は不適切であったと言わざるを得ないと判断した。

苦情事案5は、部会の事務局を担当する政策法務課の職員が部会の事務局として行った事務に関する苦情であり、部会は、本件苦情は、部会の事務処理に対する苦情であり情報公開条例第27条の2第3項に規定される「実施機関の情報公開に係る事務」に関する苦情ではないということから、苦情の申出に応ずることはできないと判断した。

苦情事案6及び7は、いずれも実施機関は条例第13条に規定する速やかな開示義務に反し、開示を遅延させているという苦情である。部会は、開示日時の指定については実施機関の裁量で任意に設定することができ苦情申出人が指定された開示日時を都合が悪いと判断したのであったのならば実施機関にその旨連絡すれば足りること、苦情申出人が別途行った異議申立てに係る口頭意見陳述を実施する予定であったため当該日時と同じ日にならないよう考慮して実施機関は開示日時を指定したと認められることから、実施機関の事務処理が不適切とまでは言えないと判断した。

苦情事案8は、苦情申出人が7項目の苦情を申し出ておりそのうち3項目について判断し、それ以外の部分は、苦情ではなく意見等であるということで、部会では取り扱わないこととした。判断された苦情の1つ目は、審査庁において審査請求が全部認容されなかった場合、当該審査請求は認容されなかった部分に限り継続されるため、当該審査請求について審査会に諮問をされないのは不当であるとの苦情であり、部会は、実施機関が審査請求が不適法なものであると判断したため審査請求を却下しており、条例

第21条第1項第1号の規定により審査請求が不合法であり却下する場合については審査会への諮問は要しないとされていることから、諮問しなかったことについて実施機関の事務処理に不適切な点は認められないと判断した。2つ目は、教示に不備のある開示決定等の通知書に教示文を追加するのであれば、可及的速やかに教示文を追加すべきであるとの苦情であり、部会は、実施機関が、通知書に教示文を付記しなかったこと及び処分を行ってから教示文を付記する通知を送付するまでに約40日を要したことについては、当該事務処理が著しく遅延していると言わざるを得ず、不適切であったと判断した。3つ目は、審査請求のうち審査庁に認容されなかった部分への審査請求が継続されない旨を審査請求人に開示決定等の通知書の備考欄等で直ちに知らせるべきであるとの苦情であり、部会は、審査請求を行う者は、必ずしも行政不服審査制度に精通しているとは言えないため、再決定に不服がある場合には改めて審査請求をしなければならない旨を苦情申出人に対して通知等しなかった実施機関の事務処理は不適切であったと判断した。

苦情事案9は、記念誌が、本件請求の対象とならない理由が本件決定通知書に記載がなかったこと及び記念誌が開示請求の対象とならない理由を記載した不開示決定通知書を送付しなかったことへの苦情である。部会は、開示決定における理由の付記の適否及び対象文書の特定の適否は、本件決定の妥当性ととも、審査会の審理により判断される性質のものであることから、苦情の申出には応ずることはできないと判断した。

苦情事案10は、苦情申出人が3項目の苦情を申し出ており、そのうち1項目は苦情ではなく意見等であるということで、部会では取り扱わないこととした。判断された苦情の1つ目は、閲覧文書について、本来マスキングすべきでない公務員の氏名がマスキングされていたため実施機関事務局に訂正を申し入れたが拒否されたとの苦情であり、部会は、マスキングされていたことについては適切とは言えないが、実施機関はすぐに訂正を行ったことから、事務処理に不適正な点があるとまでは言えないと判断した。2つ目は、政務活動費に関する文書は情報公開請求の対象文書ではなく開示制度による開示を拒否されたため、異議申立ての機会を封じられたとの苦情であり、部会は、苦情申出人は審査請求ができたものであり、不開示決定通知書にその旨の教示もされていたので、異議申立ての機会を封じられたという苦情申出人の主張は認められないと判断した。

苦情事案11は、行政不服審査法に規定する口頭意見陳述について、千葉県教育委員会と苦情申出人との日程調整が不当だという内容の苦情であり、部会は、当該苦情は行政不服審査法に基づく審査請求事務に対する苦情であり、部会では取り扱わないと判断した。

苦情事案12は、決定通知書における教示の実施機関の名称が誤っていたのに何らの連絡・謝罪もなかったとの苦情であり、部会は、実施機関の職員は、事務処理に際して複数の職員でチェックするなど再発防止を図るべきであり、また、送付後に誤教示を

発見した場合には直ちにそれを訂正する旨の書面を送付すべきであると判断した。

苦情事案13は、実施機関が、開示請求に関する行政文書について、当初は存在すると伝えたにもかかわらず、その後、行政文書には該当しないとして不開示決定が行われたことへの苦情である。部会は、実施機関が行った不開示決定そのものに対する苦情であると判断し、この場合は条例第27条の2第3項第2号、行政不服審査法による審査を請求できるものに該当するため、推進会議としては判断する権限を有しないと判断した。

苦情事案14は、開示決定等に対する異議申立てについて、審査会への諮問等を速やかに行うことを求める苦情である。本件では、実施機関に対し、苦情申出人からの異議申立てが3か月の間に110件あり、いずれも異議申立書における異議申立ての理由の記載が不十分であるため、実施機関は、順次異議申立ての記載内容の「補充」を求める必要があったとの説明がなされた。これを受け、部会は、標準的な処理期間内に諮問できなかつたことについて直ちに不適切であったとは認められないと判断した。

なお、桑波田委員より、実施機関の事務処理が遅いと苦情が多かつたため、その点が改善されればとの意見があつた。

(5) 情報公開制度の運営の改善に関する意見書(4件)について

事務局から、情報公開制度の運営の改善に関する意見書(以下「意見書」という。)及び意見書記載事項に関する県の状況及び従来への取扱いについて、以下のとおり報告があつた。

ア 意見書1(7項目)について

1つ目は、対象文書が保存期間内であるにもかかわらず廃棄した場合に、その旨を開示請求者に直ちに電話等で連絡するなど適切に対処した上で、廃棄した旨を記載した公印付きの文書を開示請求者に速達の手留で発送し、通知書における開示しない理由の欄にもその旨を記載することとすべきである。2つ目は、条例第13条第2項の規定を遵守し、再発防止策を講じてその内容及び結果を公表すべきである。3つ目は、実施機関は開示決定の決定が出たら、決定通知書を、遅くとも決定日の翌日には、開示請求者に発送すべきである。4つ目は、文書の移管状況を示す行政文書は、永年で保存すべきである。5つ目は、行政文書を廃棄した場合には、廃棄者、廃棄方法、廃棄年月日、廃棄理由及び廃棄の根拠規則等を明文化して長期保存すべきである。6つ目は、文書廃棄による文書不存在の場合、通知書における開示しない理由欄には、保存期間満了による廃棄なのか、保存期間内の誤廃棄なのか等を記載すべきである。7つ目は、救済の迅速性を確保するために、審査会の開催日数及び委員を増加すべきである、との意見である。

上記意見は、苦情として申し出た一部が苦情ではなく、県の情報公開制度や、文書管理事務に関する意見であると、部会が判断したため、意見書提出者が再度意見として提出してきたものである。このうち、2つ目、3つ目及び6つ目については、既に

平成28年度第1回苦情処理調査部会で判断済みの内容となっている。

それ以外の意見に関する県の状況は、1つ目について、現在明文化されている規定等はない。4つ目及び5つ目について、文書管理事務に関する意見である。7つ目について、平成28年10月から審査会が、2部会制から3部会制に変更され、部会数が増え案件の処理を進めているが、特定の方からの審査請求を受けての諮問が矢継ぎ早に行われており、結果的に諮問処理の迅速化がなかなか進まないという状況である。

イ 意見書2（2項目）について

1つ目は、苦情として提出されたものが意見と判断された場合には、自動的又は本人に確認の上、推進会議への意見書とみなして審議すべきである。2つ目は、意見として提出されたものが、苦情と判断された場合には、自動的又は本人に確認の上、推進会議において審議すべきである、との意見である。

部会が、平成28年度に申出のあった全14件の苦情のうち、推進会議への意見と判断したものは2件あり、1件目については、苦情申出人から推進会議宛てに意見と判断された部分と同趣旨の意見書が提出されているが、2件目については、同様の意見書の提出はなされていない。

上記意見に関する県の状況は、1つ目について、要領第4条では意見書により聴取するものと定めており、自動的あるいは苦情申出者に確認の上、苦情を意見としてみなす解釈はしていない。2つ目について、苦情及び意見について、明文化はされていないが、個々の事案に即したものは苦情、制度に関する主張については意見として整理して取り扱っている。

ウ 意見書3（2項目）について

1つ目は、不服申立てにおいて、文書の特定が争われ、特定すべき新たな対象文書が存在が確認された場合には、審査会が、当該情報の不開示情報該当性についても審議の対象とするように改善してもらいたい。2つ目は、千葉県は、情報公開の審査請求におよそ2年もの長期間を要していることも考慮していただきたい、との意見である。

上記意見に関する県の状況は、1つ目について、行政処分は実施機関が責任を持って判断すべきものであり、新たに特定すべき行政文書については、実施機関が開示不開示の判断をしていないから、第三者的立場から実施機関の決定が妥当かどうか判断する立場にある審査会としても開示不開示の判断をしていない。2つ目について、本県では現在のところ、審査請求から答申が出されるまでの期間は実質約2年程度の期間を要している。

エ 意見書4（5項目）について

1つ目は、行政文書の開示決定等の期限を30日から15日に短縮すべきである。情報公開事務の手引中の、公文書公開制度の見直しに係る平成12年8月の千葉県

公文書公開審査会答申には、情報公開制度が有効に機能するためには、公文書を公開するかどうかの適正かつ迅速な決定と速やかな公開の実施が必要不可欠であるとの認識の下、実施機関は、引き続き真摯な対応に努めなければならない、としていることを踏まえ、実施機関は速やかに開示決定等を行うよう努めるものとする、と記載されているが、今日までの期限の短縮を検討し、実施はしていない。2つ目は、異議申立てまでの処理期間を抜本的に改善すべきである。3つ目は、政務活動費の用途については、収支報告書、領収書、県民への配布物など成果物を含めてホームページに公開すべきである。4つ目は、災害派遣に要した出張費等の情報公開請求に対し、千葉県警察は経費の算出を行っていないとして不開示決定を行ったが、情報を開示しないことは、情報公開条例の本旨に反する行為であるから、是正すべきである。5つ目は、個人情報情報の漏えいにより被害が発生しているにもかかわらず、被害の救済、損害の回復などに誠意のある対応が図られていない事例が、県内の複数の自治体で確認されている。県が指導し、的確で公平公正な救済基準を示すべきである、との意見である。

上記意見に関する県の状況は、1つ目について、上記答申は、実施機関が15日以内に決定することが困難であるという状況を踏まえて、決定期限を15日から30日に変更することが適当であると判断した上で情報公開制度が有効に機能するためには、公文書を公開するかどうかの適正かつ迅速な決定と速やかな公開の実施が必要不可欠であるとの認識の下、実施機関は、引き続き真摯な対応に努めなければならない、との指摘をしている。2つ目について、審査会が諮問を受けてから答申するまでの平均処理期間について、平成27年度は約30か月、平成28年度では約24か月となっている。3つ目について、県議会では、政務活動費に関して県のホームページ上で公開及び電磁媒体での交付を求める請願に対して、不採択としている。5つ目について、個人情報情報の漏えいについては、自治体による個人情報情報の漏えいが発生した場合、県において救済に関する処理基準というものは具体的には設けていない。

オ 検討

松村会長 苦情と意見の区別というのはどういうふうを考えられているのか、また、意見を述べることができると条例で定められていますが、これに対しどう対応すべきか、事務局の考えを説明してください。

事務局 苦情と意見の違いをどう判断するかについて、苦情というのは、個別具体的なもの、ある請求をしたときに、それに対する対応についての不満が述べられているものは苦情であると判断します。それを敷衍して、一般論として、こういう事例があったんだけど、制度としてこういうことがあってはならないというのが意見である、と考えます。一般論か具体論かというところで区別します。

意見については、条例上意見を求めることができるとありますので、

貴重なご意見を多数頂戴している中で、同種の意見があった場合には集約し、推進会議として何らかの提言を知事に行い制度の改善を促すというのも一つの方法であると思います。ただ、ご意見も種々様々でございますので、全てについて逐一对応することは難しいというスタンスで行ってきました。

松村会長 申出人の具体的な利益不利益等に関わるものが苦情で、それ以外に一般論として、制度の改正等を求めるあるいは運営について改善を求めるものは意見になると。従来、意見については、行政運営の参考にするという判断をしたことが多かったと思うのですが、内容によっては実態を調査して制度又は運営の改善について、推進会議の判断を示すこともあり得ると思っています。

末吉委員 今回の意見の中で、行政文書の廃棄についてのご意見があったかと思うのですが、現状、廃棄についての記録というのはどのようになっていますか。

事務局 廃棄目録を作成することとしています。廃棄した場合には必ず登録をして、その記録自体を保存しますので、きちんとやっていたら廃棄したかどうか分かるはずですよ。

松村会長 県の場合は、公文書管理条例というのは作っていますか。

事務局 文書管理規則があります。

松村会長 情報公開制度の場合は文書管理がきちっとしていないと絵に描いた餅ということになりますので、そこは苦情や意見を踏まえながら推進会議でも注目していきたいと思っています。

開示決定の期限を30日から15日というのは厳しいですか。

事務局 現実的には厳しいと思います。対象文書の量が著しく多いという例がかなりありますので、なかなか対応しきれないというのが実情です。

松村会長 県の条例では延長の特例規定が設けられていますよね。

事務局 30日が原則で、さらに30日延長できます。

松村会長 15日を原則にして、延長とか特例という形で整理はしないのですか。

事務局 特定の課では困難になる所属もあります。

松村会長 開示請求に対し早く対応した方が県民としてはありがたいですよ。現状、決定までに何日かかっているという調査結果はありますか。

事務局 調査してみたいと思います。

松村会長 一定の仕事をやりながら情報公開請求に対応するのは兼ね合いが難しい部分があるかと思うのですが、今回こういったご意見がありましたので、何かの機会に調査をお願いします。

次に、苦情と意見について、苦情の中に制度運営の改善に関する意見が入っている場合、苦情は直接処理し、制度運営に関する意見は自動的に切り分けて、一定の調査等も必要に応じてやって制度改善につなげていくやり方に何か不都合はありますか。

事務局　今回、要領の改正で部会制を廃止し、全体会一本でやることにしましたので、紙が一枚出てくれば、苦情の部分と意見の部分は、当然皆様方のご判断で、分けることができますから、それを分けて処理することについて、当事者にその旨通知してあげれば足りると思いますので、新たに紙を出させる必要はないと私は思います。ただ、様式を決めていますので、その辺との齟齬が問題にはなりますが。

松村会長　推進会議も何度も開催できないので、苦情を出してから半年、一年後に苦情として受け付けられないというのは、どうかという点もありますので、可能であれば要領等を改正することでご検討頂いたらと。結論をどうするというのではなくて、検討してみるということではいかがでしょうか。

大田委員　1つ目、公開の期限について、15日にしてできないものは特例というお話でしたが、どなたにも等しく公開をしていただきたいというのと、30日の原則というのをどなたにでも守っていただけるようにしていただくというのが県民全体の安心につながると思うので、等しくという意味で今30日であり、30日を目指して事務処理の速度を高めていくというのであれば、結果として全体の利益になると思いました。

2つ目、公開と管理の両立について、千葉県は広く、膨大な量の文書があると思われませんが、インターネットで公開するとなるとより管理が難しくなりますし、また、閲覧に関しても、例えばホームページ、パソコンだけでなくスマートフォンに適した表示も進んでいくということになると、迅速なのはうれしいですが、それ以上に適切かつ慎重に公開した方がいいと思います。広く公開すればするほど、ウィルスや色々な攻撃もあると聞きますので、丁寧な管理に基づいて丁寧な公開をと感じますので、セキュリティとか管理を丁寧にしていただきたいと思えます。

松村会長　貴重なご意見、ありがとうございました。

以上をもちまして、第1部を終了します。